平成25年(2013)

No.1737

毎月 1 日·15日発行

7

月1日から

期間

限

定で

希望ナンバーを募



発行・編集/大垣市役所企画部秘書広報課 〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2-29 ☎(0584)81-4111 FM(0584)81-4460

大垣市民の誓い

私たちは 水を生かし 緑を広げ 安全に努め 心を育て 助け合います

〈ホームページURL〉 http://www.city.ogaki.lg.jp/

原動機付自転車 新課税標識



人・松尾芭蕉の頭巾をイメ・標識の形(五角形)は、市場 い風景や歴史・文化をデザイン奥の細道むすびの地・大垣の美し 市章と俳

MONES 大垣市 K 1234 ROME 大垣市



カー B 1234

旨と①~⑧の

必要事項を明

記し、課税課

諸税グループ

※応募できる

のは、1台に

つき1回のみ

※往復はがき

以外での応募

は、受け付け

へ郵送

CC

125

CC

本市の魅力を市内外に発信するとともに郷土への愛着を深めるため、10月から導入する 原動機付自転車の新課税標識(ご当地ナンバープレート)のデザインが決まりました。 市は、この「ご当地ナンバープレート」の希望ナンバーを、期間限定で募集します。ナ ンバープレートの交付(交換)は無料です。たくさんのご応募をお待ちしています。

■対象種別および希望ナンバーの範囲

種別	文 字	ナンバーの範囲
50cc 以下 (白色)	А	1 ~1500
90cc 以下(薄黄色)	K	1 ~ 150
125cc 以下(薄桃色)	М	1 ~ 300
ミニカー(薄青色)	R	1 ~ 50

- ※ 各種別とも「4」と「2」、「4」と「9」が連続する 番号(XX42、XX49、X42X、X49X)は除外 ※ 同一番号で応募者多数の場合は抽選
- ■応募要件/次の要件のいずれかに該当す る人(応募者は納税義務者であること)
- ・原動機付自転車を購入予定で、10月31日 までに、「新規登録」ができる人
- ・原動機付自転車の登録をしており、10月 31日までに、「交換」ができる人
- ■応募期間/7月1日~31日(消印有効)

■応募方法/往復はがき裏面に、返信用宛 名と、記入例に沿いご当地ナンバー希望の

(記入例)

ご当地ナンバープレート の番号を希望します

- ①[新規登録」か「交換」の別
- ② 住所
- ③氏名(名称)
- 4年年月日
- ⑤電話番号
- ⑥種別(50cc以下、90cc以下、 125cc 以下、ミニカー)
- ⑦希望ナンバー
- ⑧「現在の標識番号」(交換の 方のみ)

ません ■応募先/〒503-8601 丸の内2-29、課 税課諸税グループ (内線342・343) へ

第2回市議会 定例会が閉会

職員給与の引き下げに 関する条例改正を可決

第2回市議会定例会が、6月 17日に閉会しました。

最終日の17日の本会議では、 冒頭に、市職員の給料月額を平 均3.9%減額する「職員の給与 に関する条例等の一部改正につ いて」の議案が追加上程され、 小川市長が提案理由の説明を行 いました。追加上程された議案 は、ただちに担当委員会へ付託 され、審査が行われました。

担当委員会での審査の後、本 会議が再開され、追加上程を含 め今定例会に上程中の議案につ いて、各担当委員会の審査結果 を委員長が報告しました。

続いて、一般会計補正予算な ど13議案の採決が行われ、原案 どおり可決されました。また、 「TPPへの参加に反対する請 願」は、不採択となりました。

今議会で可決された主な議案 は、次のとおりです。

- ▶平成25年度一般会計補正予算 ▶平成25年度病院事業会計補正
- 予算 ▶住民基本台帳カード利用条例 等の一部改正
- ▶病院事業の設置等に関する条 例の一部改正
- ▶職員の給与に関する条例等の 一部改正
- ▶請負契約の締結(3件)
- ▶町の区域の変更

地域防災計画を全面改定

~ 防災対策を強化 原子力災害も想定 ~

6月17日、行政機関・住民・ ライフライン事業者などで構成 される「大垣市防災会議」が開か れました。今回は、水害や地震 などの対策をまとめた地域防災 計画を大幅に見直し、近年の災 害発生状況などもふまえ、その 内容を全面改定しました。

また、新たな計画には、超広 域大規模災害に対する対応や原

子力災害対策の整備など、東日 本大震災で得たさまざまな教訓 が盛り込まれています。

近年、南海トラフを震源域と する巨大地震の発生が危惧され ています。家庭や地域でも、防 災体制の強化に努めましょう。

詳しくは、生活安全課防災政 策グループ (内線429・431) へ。

7月8日から 外国人住民の 住基ネットの運用開始

住民基本台帳法の改正により、7月8日から、外国人住民も住民基本台帳ネットワー ク(住基ネット)の対象となります。これに伴い、外国人住民も住民票コードが付番さ れ、住基ネットを利用した行政サービスを受けることができます。対象となる外国人住 民には、住民票コードの通知を7月中旬に簡易書留で郵送します。

詳しくは、窓口サービス課住民登録グループ(内線444~447)でお尋ねください。

【住基ネットを利用した行政サービス】

○住民基本台帳カード(住基カード)の交付

…顔写真付きの住基 カードは、公的な身 分証明書として使う ことができます



○住民票の写しの広域交付

…他の市町村でも、本人や同一世帯の人 の住民票の交付申請することができます

○転入届の特例

…他の市町村に引越しするときに、「転出 証明書」の代わりに住基カードを使って、 転入手続きができます

○公的個人認証を利用した電子申請

…国税の電子申告など行政手続きのイン ターネット申請に必要な「電子証明書」 の設定を、申請により、住基カードに付 加できます

7/6(土)

市民サービスセンター 業務を一部縮小

7月6日(土)、システム改修のため、市民 サービスセンターの業務を一部縮小します。

- ・戸籍、住所異動の届出は、受付のみ(新し い住所の住民票、転出証明書は発行不可)
- ・戸籍に変更がなく、住所の異動がない人の 証明書(戸籍、住民票、印鑑登録証明書、 税証明書) の交付業務は、通常どおり

この広報紙は再生紙を使用しています。ごみの減量、資源の有効利用にご協力ください。